

## 「ふくい多文化共生推進ネットワーク」登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 福井県多文化共生推進プランの理念に基づいて活動する団体・企業・個人等を「ふくい多文化共生推進ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）」に登録し、その取組みを広く周知するとともに、登録した団体・企業・個人等（以下、「ネットワークメンバー」という。）の連携を促進し、県内における多文化共生の推進および地域・社会づくりに向けた活動の拡大を図る。

### (対象)

第2条 福井県内に活動の拠点を持つ企業、団体、教育機関、研究機関、特定非営利活動法人、地方公共団体、個人等を対象とする。

### (運営)

第3条 ネットワークの運営は福井県産業労働部国際経済課および公益財団法人福井県国際交流協会（以下、「事務局」という。）において行う。

### (用語の定義)

第4条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までのことをいう。

### (ネットワークの取組み)

第5条 ネットワークメンバーは、次の各号の取組みを行うものとする。

- (1) 多文化共生に関する悩みや情報の共有、相談先・解決策等の提案
- (2) 多文化共生に関する理解促進と普及啓発
- (3) 福井県多文化共生プランの理念に沿った活動実践の拡大
- (4) 多文化共生に関する活動の情報交換
- (5) その他多文化共生の推進に関する活動

### (登録基準)

第6条 登録は、多文化共生の推進に関する活動に取り組んでいる、または取り組む意欲のある団体・企業・個人等のうち、次の各号のすべてに該当するものについて行うこととする。

- (1) 福井県内に活動の拠点を有していること
- (2) 法令を遵守しており、また、過去に重大な法令違反がないこと
- (3) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと

(登録方法)

第7条 登録を希望する団体・企業・個人等は、登録申請フォーム（様式第1号）にて登録情報を事務局に送信する。

2 事務局は、前項の方法により送信された申請データを確認し、前条の登録基準に適合すると認められるときは、ネットワークメンバーとして登録し、情報共有等ができるインターネットサイトのURLを送付する。

3 事務局は、ネットワークメンバーを多文化共生の推進に向けて積極的に取り組む団体・企業・個人等として、県ホームページ等で対外的に広報する。なお、公表する情報については非公表を希望する場合も含め、第1項による登録申請時に申請者が選択する。

4 事務局は、ネットワークメンバーが情報交換できる環境を整備し、それを適正に運営する。

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、登録の日が属する事業年度の末日までとする。ただし、有効期間満了時にネットワークメンバー、もしくは事務局のいずれかから特別な申し出がない限り、自動的に登録を継続する。

(登録の変更)

第9条 ネットワークメンバーは、事務局に申請した登録内容に変更があった場合やふくい多文化共生推進ネットワークを退会したい場合は、「変更・退会申請フォーム（様式第2号）」により速やかにその旨を事務局に届け出なければならない。

(登録の取消)

第10条 事務局は、ネットワークメンバーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) ネットワークメンバー同士の情報交換等を妨害する行為や、特定の人物や団体等を誹謗中傷する投稿を行った場合
- (4) その他、ネットワークメンバーとして適当でないと認める場合

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、令和3年6月3日から施行する。